



名古屋銀行

Bank of
NAGOYA

経営者保証に関するガイドラインへの 取組みについて

2023年 3月

経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

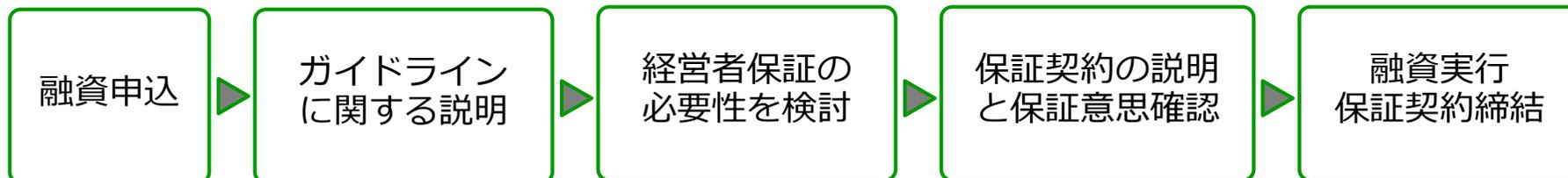
- 当行は中小企業へのご融資にあたり、経営者の方と保証契約を締結する際は、本ガイドラインの趣旨を尊重・遵守し、真摯な対応を心がけるとともに、本ガイドラインに則した保証債務の整理の申し立てがあった場合には、誠実に対応するよう努めます。
- また、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に向け、お客様のニーズにお応えできるよう、経営者保証を求めない代替手法のメニュー充実に努めます

1. 保証契約締結時の説明事項

保証契約の必要性	<p>以下の事項について確認を行い、</p> <ul style="list-style-type: none">• 法人と経営者との関係の明確な区分・分離の状況• 財務基盤の強化の状況• 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保の状況 <p>□ どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか</p> <p>□ どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか</p> <p>について丁寧かつ個別・具体的に説明します</p>
保証履行時の履行請求	<p>保証金額は総合的に判断し、適正な金額を設定します。</p> <p>また、保証の履行請求は、原則として一律に保証金額全額に対して行うものではなく、履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで適切な履行範囲を決定します。</p>
保証契約の見直し	<p>保証契約について見直しの申入れがあった場合及び事業承継により経営者が変更となる場合は、改めて保証契約の必要性や適正な保証金額について検討を行い、保証契約の変更または解除等について真摯かつ柔軟な対応をします。</p>

経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

2. 融資と保証契約締結までのフロー



すべての営業店担当者が、ガイドラインの趣旨と重要性を理解し、経営者保証に依存しない融資の一層の推進に向け、担当するお客様に真摯かつ柔軟な対応を行える態勢づくりを行います。

3. 経営者保証の機能を代替する融資手法

停止条件付保証契約	法人または経営者の方が特約条項（財務制限事項、誓約事項など）に抵触しない限り、保証債務の効力が発生しない保証契約です。
解除条件付保証契約	法人または経営者の方が特約条項（財務制限事項、誓約事項など）を充足した場合、保証債務が効力を失う保証契約です。
A B L （動産担保融資）	法人が所有する売掛金、商品在庫、原材料、機械設備などの動産を担保としてご融資を行うものです。

※ 上記のお取扱いにあたっては、当行所定の審査があり、ご要望にそえない場合があります。

以上